

第45回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年5月12日（水）15：00～

場所：県庁7階 災害対策本部室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

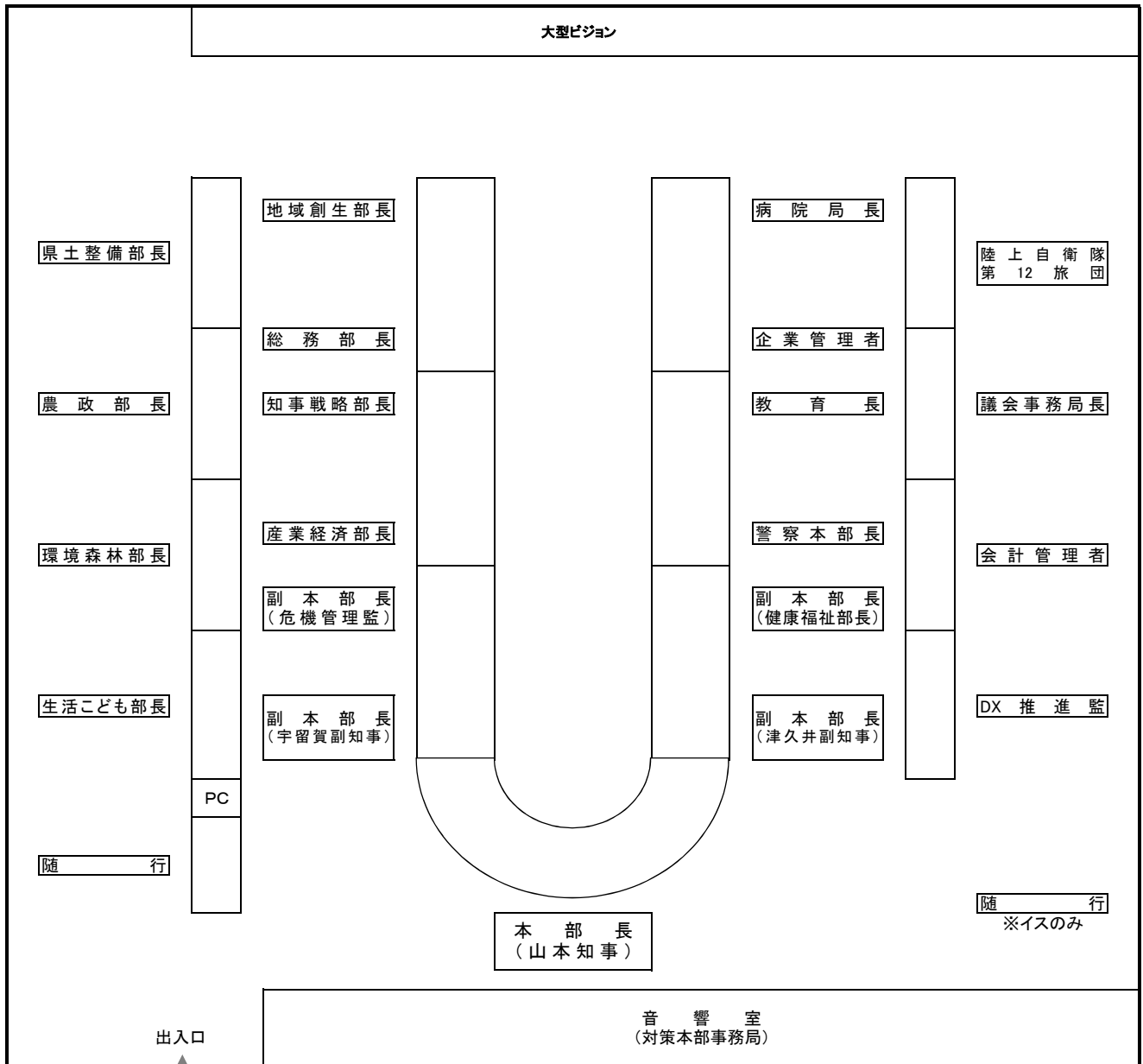
(1) 県内の感染状況および「まん延防止等重点措置」の要請について

(2) その他

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症対策本部会議 座席表

(県庁7階 災害対策本部室)



＜警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容※	現在値※ (5/11)	過去最高値
1 感染状況	(1)新規感染者数	平均 20 人/日	77.7 人	77.7 人
	(2)経路不明の感染者数	感染経路不明 50 %	40.8 %	73.3 %
	(3)検査の陽性率	平均 7 %	10.5 %	18.9 %
2 医療提供体制	(1)重症例への診療体制	①人工呼吸器使用 1 / 2	74台中 17 台	17 台
		②うちECMO使用 1 / 3	12台中 3 台	5 台
	(2)病床の稼働率 (432床中)	警戒度1 15 %未満 警戒度2 15 %以上 警戒度3 40 %以上 警戒度4 70 %以上	62.5 %	74.8 %

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせ、基準も変動します。

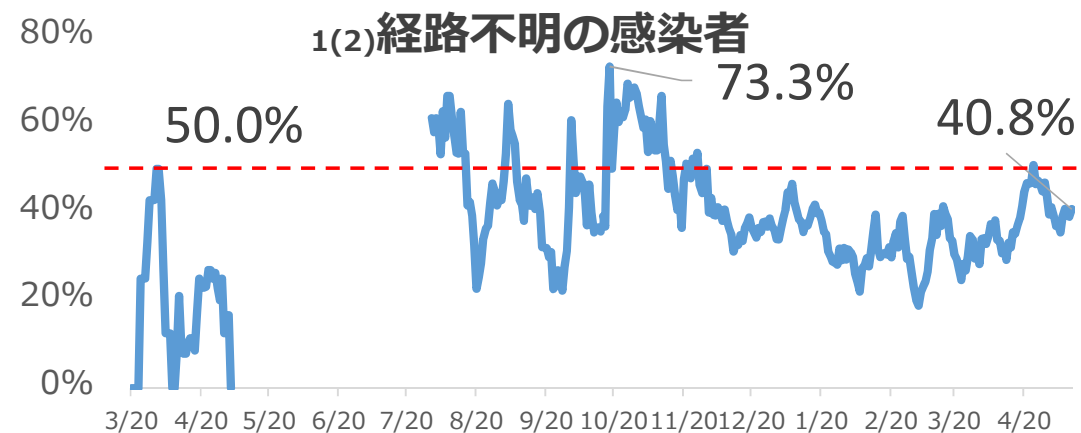
※ 1の(1)～(3)は**1週間**の移動平均。

※ 陽性率は、推定値で民間・病院の検査結果により後日変動します。

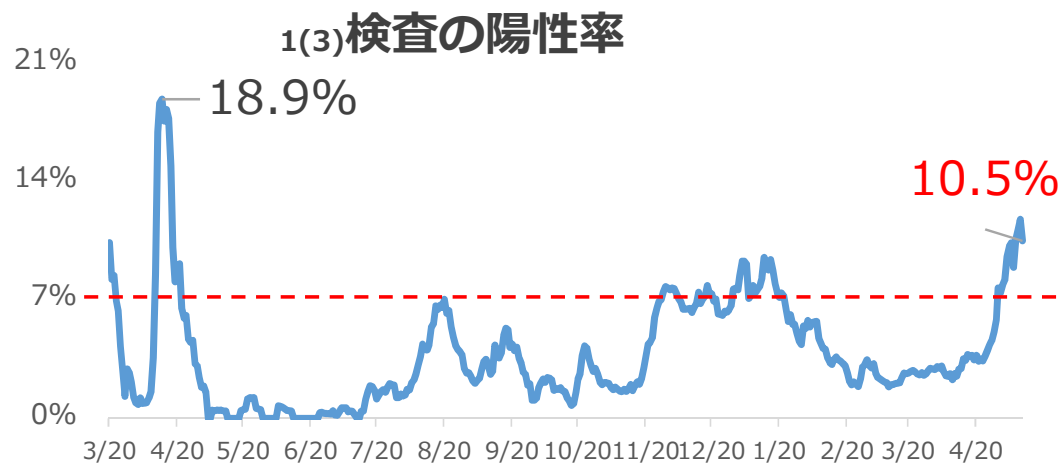
判断基準 客観的な数値の推移



※ 1(1)~(3)は1週間の移動平均値

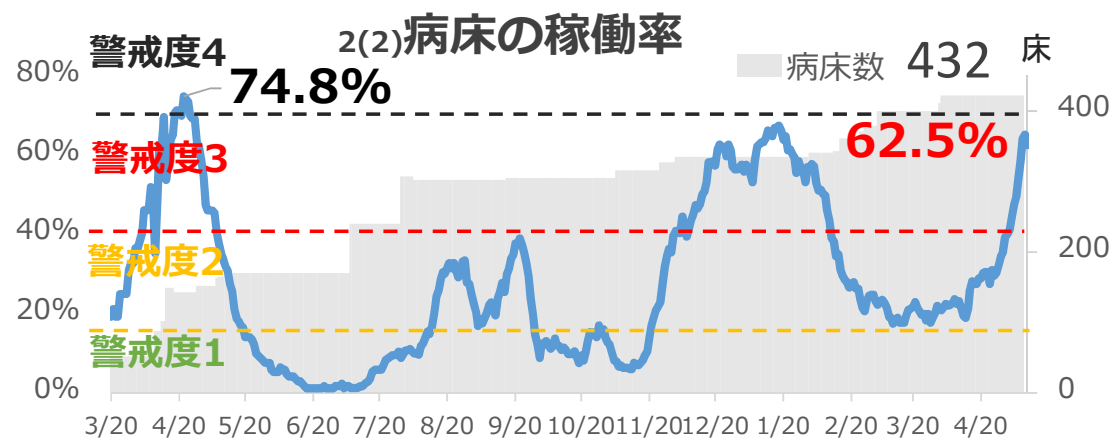


※ R2.5.11~8.3は判明数が少ないため、割合ではなく人数で判断



※ 検査には、抗原検査を含みます。(R2.5.31~)

※ 陽性率は、推定値で民間・病院の検査結果により後日変動します。



まん延防止等重点措置（案）：5/●～●/● ※国と調整中 R3.5.12 危機管理課

区分	市町村	県民への要請		イベント開催			
		外出等		収容率	人数制限	開催時間	
措置区域	10市町 (前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町)	<ul style="list-style-type: none"> 生活に必要な場合を除き、日中を含めた不要不急の外出自粛 午後8時以降、飲食店にみだりに出入りすることは、自粛 		大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの	大声での歓声、声援等が想定されるもの	5,000人	午後9時まで
				飲食を伴うが発声がないもの			
その他の区域	上記以外の25市町村	<ul style="list-style-type: none"> 県外（特に緊急事態宣言地域）との不要不急の往来は、自粛 路上や公園等における集団での飲酒は、自粛 		100%以内	50%以内		

※詳細は別添のとおり（収容率又は人数制限の小さいほう）

まん延防止等重点措置（案）：5/●～●/● ※国と調整中 R3.5.12 危機管理課

区分	市町村	事業者への要請		その他
		時短要請（5/●～●/●） ※国と調整中		
		飲食店	その他の施設	
措置区域	10市町 (前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町)	【業種】 飲食店、喫茶店、バー等 【営業時間】 午前5時から午後8時 (酒類提供は終日、自粛) ※詳細は別添のとおり	【業種】 劇場、集会場、運動施設、博物館、遊技場、物販販売業を営む店舗、サービス業を営む店等 【営業時間】 午前5時から午後8時 (イベント開催時は午後9時まで) ※1,000㎡超は特措法に基づく要請 ※1,000㎡以下は法に基づかない働きかけ ※詳細は別添のとおり	・高齢者施設・病院における直接面会禁止 ・テレワーク等により出勤者の7割減を目標
その他の区域	上記以外の25市町村	【業種】 同上 【営業時間】 同上 (酒類提供は午前11時から午後7時まで) ※詳細は別添のとおり	【業種】 同上 【営業時間】 同上 ※面積にかかわらず、法に基づかない働きかけ ※詳細は別添のとおり	

(案)

まん延防止重点措置への移行に伴う県立学校の対応について

令和3年5月12日

教育委員会

【登校】

- 指定された市町村において、複数の学校でクラスターが発生するなど、感染拡大が見られた場合、地域の状況に応じて分散登校を検討。
- 分散登校を実施した場合、1人1台パソコンを活用したオンライン等による生活・学習支援を実施。

【部活動】

- 通常登校の場合、部活動は現状どおり。
(校内での感染リスクの低い活動を実施)
(対外試合等、他校との交流は自粛)
- 分散登校の場合は、部活動は休止。
- 高校総体など、全国大会につながる大会等への参加は可。

※ 市町村教育委員会に対しては、県立学校の対応を参考に適切な対応を依頼。